

令和5年12月25日
水 道 局

業務委託等の総合評価方式における減点措置の実施について

このたび、入札契約における不正行為防止策の一環として、以下のとおり、業務委託等の総合評価方式における減点措置を設けることといたしましたので、お知らせいたします。

1 対象案件

東京都水道局が発注する業務委託（設計、測量及び地質調査の委託を除く。）及び印刷請負のうち、総合評価方式を適用する全ての案件（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約を含む）

2 改正の内容

- （1）入札参加者が、基準日（※）の3年前の日から起算して3年の間に、東京都水道局競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱（平成18年4月1日付17水経契第724号）に基づく指名停止を受けている場合に、当該案件における技術点の満点の10%を減点する。

※ 各四半期の初日（4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日）のうち、発注予定の公表を開始する日の直前のものをいう。ただし、発注予定の公表を開始する日が各四半期の初日の場合は、該当する各四半期の初日とする。

- （2）審査対象事業者方式の事業協同組合が一括再委託の事前確認を受けて参加する場合は、受託組合員のいずれかの実績を対象とする。

3 施行日

令和6年2月1日以降に公表を行う案件から適用する。

4 その他

その他の詳細事項につきましては、各案件の落札者決定基準等をご確認ください。

【問合せ先】

水道局経理部契約課契約調整担当
直通 03-5320-6402